

ちば 中小企業 ば 2025 4

Chushokigyo-chiba No.716

Contents

P 3 活動予定／トピックス

令和7年度中央会の主な活動予定 他

P 4 特集 事業年度末における組合の事務手続きについて

P 8 景況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

（令和7年2月期）

P10 中央会だより

千葉県中小企業団体事務局責任者協会第18回通常総会
開催 他

P12 インフォメーション

令和7年（2025年）4月1日から特定技能基準省令の
一部を改正する省令が施行されます 他



表紙写真／©提供（公社）千葉県観光物産協会（いすみ鉄道）

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます

バックナンバーをご覧になりたい場合、右の二次元バーコード及び以下のURLから見る事ができます。
URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



千葉県中小企業団体中央会

令和7年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/13	火	令和7年度監事会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル5階 会議室」
5/23	金	令和7年度第1回正副会長会議 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/23	金	令和7年度第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/5	木	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/26	木	第69回通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
7/10～ 11	木・ 金	関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議 場所：千葉市「ホテル ザ・マンハッタン」
11/12	水	第77回中小企業団体全国大会 場所：広島県広島市「広島グリーンアリーナ」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

■お知らせ

✓ **組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。**

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、
⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、4月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

千葉県中小企業団体中央会

組合運営講習会 を下記の通り開催します。

令和7年4月30日(水) 13:00～17:00(予定)

会場：TKPガーデンシティ千葉

千葉市中央区問屋町1-45 4階「カノン」

組合では毎事業年度終了後に決算を行い、通常総会を開催した上で、所管行政庁への届出等が必要となります。組合に求められる決算処理方法や一連の事務手続きは、一般的な株式会社等とは異なるものが多く、関係法令に基づく正しい知識の習得が必須となります。

本会では、組合に必要な事務手続き・決算処理等の理解を深めていただくため組合運営講習会を開催いたします。

組合役員の方々にはぜひご出席をいただきますようご案内申し上げます。

Webでの申し込みはこちらからお願いします



◎お問い合わせは本会設立支援部まで (Tel 043-306-3285)

事業年度末における組合の事務手続きについて

多くの組合が3月の事業年度終了により、4月から新年度に入ります。決算期を迎え、4月から5月までの約2か月間に、帳簿の締切や決算関係書類の作成、通常総会（総代会）の開催、行政庁への書類届出や税務申告等、事務手続きが集中する非常に多忙な時期を迎えます。

中小企業等協同組合法等に基づく中小企業組合は、法律の規定に基づき、事業報告書及び決算関係書類を作成し、監査報告書を添付して通常総会（総代会）に提出し、その承認を求めなければなりません。また、その承認された事業報告書及び決算関係書類を通常総会（総代会）終了後2週間以内に所管行政庁へ提出する必要があります。

本号では、事業年度末決算における事務手続きの一連の流れをご紹介します。

1. 総会開催までに行うこと

○決算期

組合は、事業年度終了後に正確な決算関係書類を作成するため、諸帳簿の締切等必要な決算整理手続きを行います。なお、剰余金が出た場合は、定款の定めに従って積立や繰越などを行ってください。

また、組合員の加入・脱退等の状況を把握し、脱退者の出資金は未払持分に振り替える他、組合員名簿の整理及び出資口数の確認を行ってください。

○「決算関係書類」「事業報告書」の作成

決算関係書類…財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案

事業報告書……総会において、組合の事業年度内の事業活動等を組合員に報告する書類
記載しなければならない内容は以下の通りです。

- ①組合の事業活動の概況に関する事項、②組合の運営組織の状況に関する事項
- ③その他組合の状況に関する事項

○監事による監査の実施

組合は決算関係書類及び事業報告書（監事が業務監査権限を有する場合）について、監事の監査を受ける必要があります。

監事は、会計帳簿や決算関係書類等に誤りや記載漏れがないか、剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているか等に留意して監査を実施し、監査報告書を通知します。

なお、監査に要する期間は、監事と理事の合意があったとしても4週間を下回る期間に定めることはできません。ただし、4週間を待たずに監査が終了し監査報告を通知した場合は、「4週間経過」しなくても、その時点で監査を受けたことになります。

○理事会の開催

理事長は、理事会の開催日の1週間前までに、理事に対して招集通知を発出します。（理事全員の同意がある場合は省略可能）

理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の賛否によって決議します。なお、理事は書面によって議決に加わることは認められますが、代理人の出席は認められません。

理事会における主な議案は以下の通りです。

- ①決算関係書類及び事業報告書の承認、②通常総会提出議案の審議、③通常総会開催日時及び場所の決定

○決算関係書類の事務所備置き

通常総会開催日の2週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所（5年間）に、写しを従たる事務所（3年間）に備え置きし、組合員が閲覧できるようにします。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合、正当な理由なく拒むことはできません。

○出資総口数及び払込済出資総額の変更登記

期中に組合員の加入・脱退等により変更が生じた場合、その都度2週間以内に登記します。なお、事業年度4週間以内に、年度末現在により1年度分をまとめて登記することもできます。

2. 通常総会の開催について

○通常総会開催招集通知の発出

通常総会開催日の10日前までに組合員に到達するよう発出します。(受信主義)

総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等の会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。

○通常総会の開催

通常総会について、法は、定款の定めにより毎事業年度1回招集することを義務付けています。通常総会は事業年度終了後2か月以内(定款の定めにより3か月に延長可能)に開催し、決算関係書類、新事業年度の事業計画及び収支予算案、役員改選、定款の変更等理事会で決定した提出議案を審議します。

○議決権、選挙権

組合員は、各自1個の議決権と役員選挙権を有しており、この権利は出資口数などに関わらず、全組合員が平等です。

○緊急議案

総会では、招集通知で予め知らせた議案について審議します。ただし、定款で定めれば、緊急議案についても議決できますが、この場合、代理人は議決に加われません。

なお、組合員の除名や役員のリコールのような事前の手続きを必要とする事項については、緊急議案として審議することはできません。

○役員(理事・監事)選挙

理事及び監事は定款で任期が定められているので、その任期ごとに総会において選出します。

役員選挙は、原則として、組合員1人につき1票の無記名投票によって行いますが、出席者全員の同意がある場合は指名推選の方法を取ることができます。

指名推選を行う場合は、選考委員等が役員候補者を選出し、その候補者に対する出席者全員の同意が必要になります。また、候補者一人一人に対して個別に同意を求めたり、指名推選と無記名投票を併用したりすることはできません。

○総会の議決事項及び要件

総会の主な議決事項及び要件は以下の通りです。

		議決事項	議決要件
法定議決事項	特別議決	①定款の変更 ②組合の解散又は合併 ③組合員の除名 ④事業の全部の譲渡	総組合員数の半数以上が出席し、その議決権数の3分の2以上の多数による議決による。
	普通議決	①決算関係書類の承認 ②毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 ③経費の賦課及び徴収方法の決定 ④役員を選出 ⑤規約の設定、変更又は廃止	総組合員数の半数が出席し、その議決権数の過半数の議決による。可否同数のときは議長が決する。
任意議決事項	普通議決	①借入金残高の最高限度 ②1組合員に対する貸付・債務保証残高の最高限度 ③取引金融機関 ④加入金 ⑤役員報酬(理事と監事の別) ⑥手数料、使用料、過剰金 ⑦その他理事会で必要と認める事項	

3. 総会終了後の事務手続きについて

○総会議事録の作成

総会議事録に記載する内容は以下の通りです。

- ①招集年月日、②開催日時及び場所、③理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法、④組合員数及びその出席組合員数並びにその出席方法、⑤出席理事及び出席監事の氏名(役員改選が

あった場合は、旧理事・旧監事の氏名)、⑥議長の氏名、⑦議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名、⑧議事の経過の要領及びその結果

なお、作成した議事録は10年間事務所に備え置かなければなりません。

○理事会の開催

総会において役員改選を行った場合は、選任された役員において理事会を開催し、役付理事（代表理事、副理事長、専務理事等）の選任を行います。理事会は、理事全員の同意を得ることで、招集の手続きを省略することができますので、総会終了後、別室で理事会を開催し互選する方法もあります。

○理事会議事録の作成

理事会議事録作成に記載する主な内容は以下の通りです。

①招集年月日、②開催日時及び場所、③理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法、④出席理事・監事の氏名、⑤議長の氏名、⑥決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名、⑦議事の経過の要領及びその結果

○所管行政庁への提出

・決算関係書類提出書の提出

通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類及び事業報告書に総会議事録を添えて、所管行政庁へ提出することが規定されています。

・役員変更届書の提出

総会において役員の変更があった場合や役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更日から2週間以内に、変更した事項を記載した書面等必要書類に総会・理事会議事録を添えて、所管行政庁に届け出を行うことが規定されています。

○定款変更の認可申請

定款の変更は、所管行政庁の認可を受けてから初めて効力を発揮します。

総会において、定款変更を決議した場合には、定款変更認可申請書に以下の書類を添えて、すみやかに所管行政庁に申請します。

①変更理由書、②変更しようとする箇所を記載した書面（新旧対照表）、③総会議事録

認可を受けた後、変更した事項が登記事項の場合には、認可書到達後2週間以内に法務局にて変更登記申請を行ってください。

○変更登記

変更の登記を要する主な事項は以下の通りです。

・代表理事変更登記

代表理事就任後、2週間以内に変更登記を行ってください。なお、同一人物が再任した場合（重任）にも登記が必要です。

・事務所の変更（定款変更を伴う場合あり）

変更から2週間以内に行ってください。

・その他の変更登記（上記以外は定款変更を必要とする）

事業、名称、地区、公告の方法、出資1口の金額等を変更する場合は定款変更が必要です。定款変更認可書到達後2週間以内に変更登記を行ってください。

○税務申告と納税

原則、事業年度終了後2か月以内に、通常総会で承認を受けた決算に基づいて、法人税・消費税→税務署、県民税・事業税→県税事務所、市町村民税→市町村へ確定申告をそれぞれ行い、納税します。

○組合員へ周知

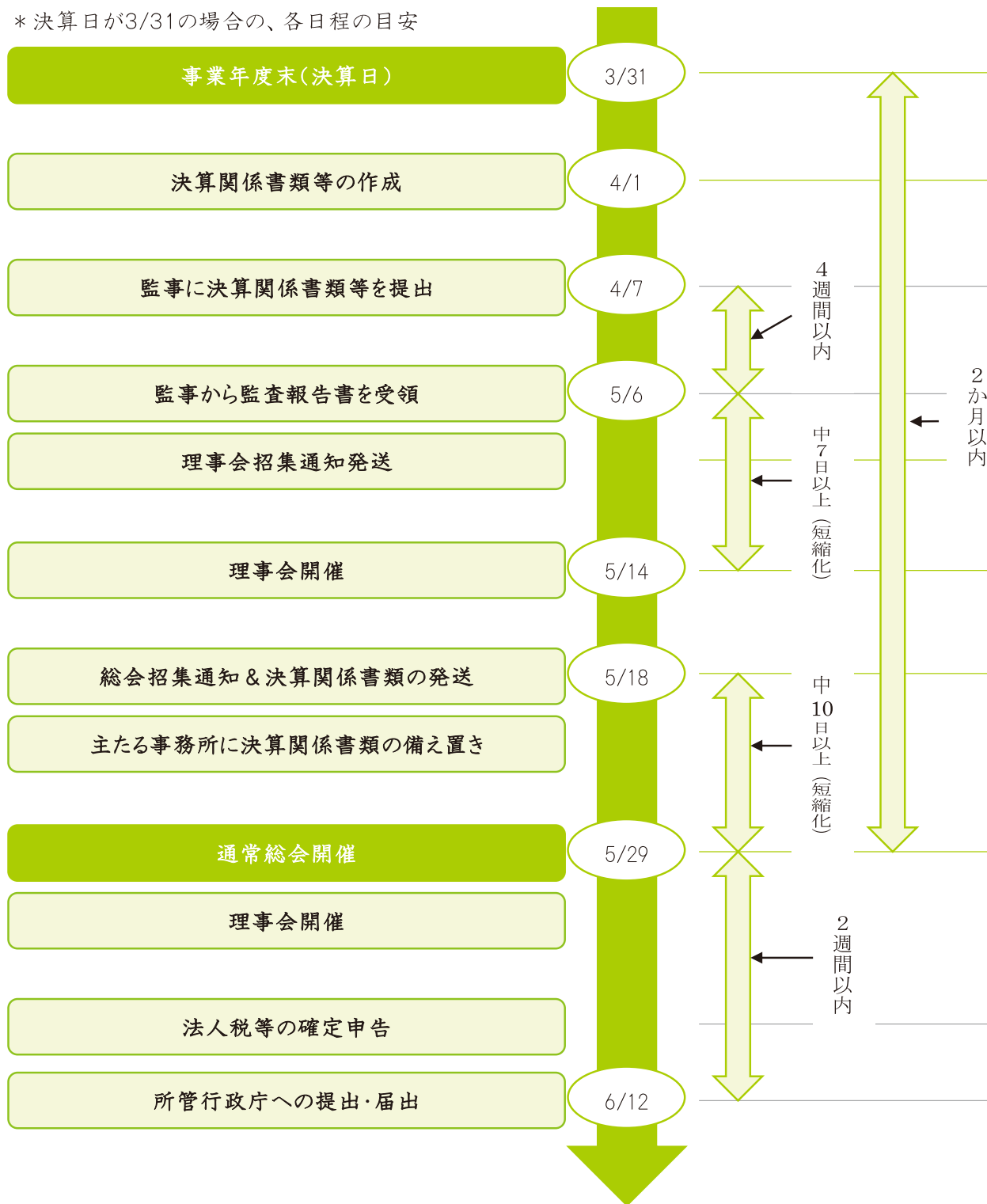
総会を欠席した組合員に対し総会議決事項を通知し、全組合員へ周知徹底を図る必要があります。

※次頁に一連のスケジュールを載せておりますので、ご参考にしてください。

その他ご不明な点については、中央会（組合担当者）までお問い合わせください。

● 通常総会までの手順について

* 決算日が3/31の場合の、各日程の目安



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和7年2月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要

前月比

製造業売上高	「増加した」業種：4⇒3【減少】	「減少した」業種：7⇒11【増加】
非製造業売上高	「増加した」業種：7⇒5【減少】	「減少した」業種：17⇒18【増加】
業界の景況	「好転した」業種：1⇒2【増加】	「悪化した」業種：6⇒11【増加】

前年同月比

製造業売上高	「増加した」業種：3⇒5【増加】	「減少した」業種：9⇒9【変化なし】
非製造業売上高	「増加した」業種：11⇒4【減少】	「減少した」業種：8⇒14【増加】
業界の景況	「好転した」業種：3⇒1【減少】	「悪化した」業種：13⇒17【増加】

製造業

■ 麺類製造

【県内全域】

主力販売先のラーメン店の倒産が過去最高となった。居酒屋も不振である。コメの値上がりによる麺類へのシフトが期待されるが、内食には影響なし。

■ 水産食品製造

【南房総市】

温暖化により、浜値が高騰している。過去に使用していない小型サイズ（サバ・アジ・サンマ）の魚も使用している。

■ パン・菓子製造

【県内全域】

気候の上下はあるが、暦の上では春を迎え、季節商品でにぎわい始めた。

■ 繊維工業

【県内全域】

受注件数は増加している。

■ 木材・木製品製造

【県内全域】

原木・製品ともに入荷量・価格に大きな変動はなく、低迷が続いている。

■ 印刷

【県内全域】

県内のお客様が物価の値上がりに応じて価格を上げているのが心配である。

■ 鉄工

【千葉市】

自動車関連等国内向けの受注は回復基調にあるが、海外向け製品は北米向けを中心に減産傾向にある。

る。

■ 機械部品製造

【野田市】

売上は前月比変わらず、利益は微増。前年比は売上・利益ともに増加。前年比で売上が伸びた分、費用増であっても、利益に少しずつ貢献してきている。

■ 機械部品製造

【流山市】

電気料金の燃料調整費が値上がったことにより電気料金が値上がりしたことや、ガソリンの価格高騰により、資材関連の値上がりがあった。製造コストが増加し、収益が悪化している。

■ 金属製品製造

【船橋市】

減産状況からやや回復傾向にある。

■ 採石

【県内全域】

今月は石材出荷があり、前月比を大きく上回り、前年同月比も上回った。

■ 非製造業

□ 総合卸売

【千葉県・東京都】

消費低迷で売上は減少しているが、仕入価格や物流費の上昇は高止まりして一服した状況。引き続き取引採算は厳しい中、社会的な賃上げの動きにも対応出来ないため、事業運営に必要な人員確保も困難になってきている。

【医薬品卸売】

【県内全域】

実働日数は前年度より1日少ない18日であったことにより、売上は減少した。スギ花粉の本格飛散シーズンとなり、抗アレルギー薬の販売促進に注力している一方で、コロナ・インフルエンザの感染者数は大幅に減少している。

【リサイクル卸】

【県内全域】

取扱量の減少に歯止めが効かない。また、従業員不足が問題である。

【青果卸売】

【千葉市】

厳しい寒さの影響で野菜の生育が悪く、高値が続いた。売上は悪くなかったが、収益は厳しい。果実も高値傾向で動きが鈍い状況のままである。

【食肉卸売】

【成田市他】

豚価は引き続き横ばい。2月の平均単価は572円(1kg当たり)だったが、前年2月の平均単価は549円だったことから、前年比では4%上昇した。夏場に向けて更なる上昇を見込んでおり、今年も800円まで上昇すると思われる。

【乾物卸売】

【県内全域】

前月から、食品・惣菜等の家庭消費分がマイナス。海苔の高騰で

一般のお客様の海苔離れが心配。

【小売】

【柏市】

多くの店舗で年度末を迎え、人員確保に苦慮している。

【電気機器小売】

【県内全域】

買替えの話はあるが、先延ばしになり、販売につがらない。

【青果小売】

【千葉市】

先月より更に、入荷量が不安定となり、相場は上昇している。中には、損となる商品が多くなり、収益性が全くない。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

新車納車が始まりオートオークション(AA)への出品台数も増加傾向にある。しかしながら高年式かつ高額車両の相場や成約台数(成約率)が下落傾向にある。

【小売】

【東金市】

飲食・サービス業関係は動き始めている。食料品が落ちてきている。全般的に購買意欲が低い状況である。

【小売】

【大多喜町】

昨年がうるう年であったので、前年比では減少であった。その中で、衣料品・食料品ともに比較的好調であったと思われる。

【商店街】

【千葉市】

年度末から新年度にかけてバー

スディフェアを開催すべく準備を進めている。

【自動車一般整備】

【県内全域】

自動車関係登録手続きについて、スマホ等からWEB上での入力フォームに必要事項を入力し、QRコードをかざすだけで申請書が印刷される「登録手続き申請書メーカー」の導入が一部の運輸支局・事務所で開始された。

【建設揚重】

【県内全域】

諸経費・燃料費の高騰により、クレーン車の高騰に拍車がかかっている。

【小売・サービス】

【野田市】

飲食・小売とも売上高については悪化。特に小売業の現状は厳しい状況である。物価の高騰により、消費者の節約志向が強まり、個人消費が低迷している。

【学習塾】

【県内全域】

中学3年生が高校入試の終了とともに、退塾する時期であり、新入塾生を迎えるまで、塾経営の端境期となる。

【土木建築サービス】

【県内全域】

理事が5班編成で年間複数回の土木事務所訪問を手掛けてきたことと、道路台帳補正業務の掘り起こしに成果を挙げってきた。

【ソフトウェア】

【県内全域】

DeepSeekが急速に普及したが、現場での導入は二の足を踏んでいる。ChatGPTでもそうであったが、機能の優秀さは認めてもセキュリティ上の不安や今の仕事のやり方を変えるところまでには至らない。

【建設】

【県内全域】

組合員による2月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、116件、137億900万円となった。前年同月比は件数▲40件、受注高59億3,500万円増となっている。

【貨物運送】

【県内全域】

2月の売上は、営業日数が少ないこともあり、1月に比べ減少した。

【輸出入】

【県内全域】

2月は国際線旅客数がコロナ前を上回っているにも関わらず先月比で92%、前年比でも96%であった。これは一般エリア内だけかも知れない。トランジットの利用客もいる制限エリアは旧正月の中華系旅客でかなりの賑わいがあった。

千葉県中小企業団体事務局責任者協会 第18回通常総会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会（渡辺勉会長▽千葉鉄工業団地協同組合 専務理事）は、2月26日、千葉市内において第18回通常総会を開催した。

議事は、①令和6年度事業報告及び決算報告承認の件、②令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件、③令和7年度会費の額及び徴収方法決定の件、がそれぞれ上程され、審議の結果、①②③について、原案どおり承認可決された。

総会終了後、組合運営・企業経営研究会開催し、①社会保険労務士法人エフピオ 社会保険労務士 津田千尋氏より、「メンタルヘルス対策（法人の対策、個人の対策）」と題した講習会、②大樹生命



総会の議長（渡辺会長）



組合運営・企業経営研究会の開催



津田講師による講演

保険株式会社 P.M.Mサービス事業部 事業部長 浜田 聡氏より、「学校では教えてくれなかったお金のなし方」「ライフプラン成功の鍵」と題した説明が行われた。

組合運営・企業経営研究会の終了後、全体交流会を開催し、各会員組合の事務局の方々がお互い交流を深めた。

令和6年度 官公需普及促進懇談会 開催

千葉県中央会は、3月12日、千葉市内において、令和6年度官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催された。

開会挨拶の後、株式会社LGB レイクスルー執行役員カスターマーソリューション部長 川畑隆一氏より、「中小企業が発注機関から受注していくためには」と題した講演が行われた。

講演の終了後、「官公需受注に向けた取組みについて」懇談が行われ、参加者から官公需受注への取組みについて意見があった。

正副会長会議・理事会 開催

本会は3月13日、千葉市内において令和6年度第4回正副会長会議、令和6年度第3回理事会を開催した。正副会長会議の議題は、この後に開催される理事会の付議事項が議題に上程された。

続いて、理事会が開催され、①令和6年度事業進捗状況並びに収

支状況について、②令和7年度事業計画（案）、収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法（案）について、議題が上程され、満場一致をもって可決承認された。



飯塚会長の挨拶



理事会の開催

令和7年度 中央会の事務局体制

令和7年4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

- ▼印は異動・昇格のあった者。
- ▼専務理事 齊藤 清
- ▼参 与 与 里見 学
- ▼事務局長 橋本健一
- ▼事務局次長 椎名勝也
- 【設立支援部】 ▼ 副部长 長心得 池澤由寿 ▼ 主事 富田遼太郎 ▼ 主事 高橋伶哉 ▼ 主事 横川直樹
- 【商業連携支援部】 ▼ 副部长 菅井啓勝 ▼ 主任指導員 海老根博 ▼ 主事 後藤直樹 ▼ 主事 角田眞之助 ▼ 主事 岩原裕典
- 【工業連携支援部】 ▼ 副部长 長心得 山内昭紀 ▼ 副部长 堀江勇介 ▼ 首席指導員 東克典 ▼ 主任指導員 渡邊幸恵 ▼ 主事 中村文彦 ▼ 主事 鈴木貴絵 ▼ 主事 中澤健仁
- 【経営支援部】 ▼ 部長 福永正昭 ▼ 主任指導員 秋田識人 ▼ 主事 野ヶ峯元起 ▼ 主事 戸枝貴明、共済推進役 北浦健司
- 【総務部】 ▼ 部長 田川幸宗 ▼ 主事 井上亮太 ▼ 主事 鈴木みなみ ▼ 主事 阿波寄蘭 ▼ 主事 吉原律子

異動内容の詳細は次のとおり。

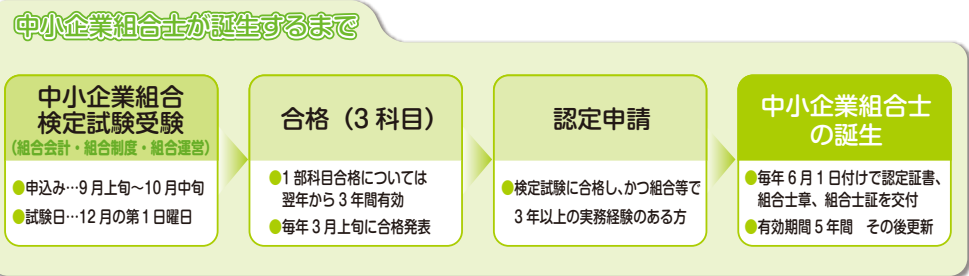
- () 内は旧所属及び旧職名。
- 定期異動 「4月1日付」
- 【工業連携支援部】 工業連携支援部主事 中村文彦 (総務部主事)
- 【総務部】 総務部主事 井上亮太 (工業連携支援部主事)
- 新規採用 「4月1日付」 参与 里見学、商業連携支援部主事 岩原裕典、総務部主事 阿波寄蘭、経営支援部共済推進役 北浦健司
- 退職者 「3月31日付」 設立支援部主任指導員 齋藤昇、総務部主幹 永田芳子
- 出向帰任 「3月31日付」 経営支援部共済推進役 熊田伸一



令和6年度 中小企業組合検定試験 祝 合格おめでとうございます!!

去る令和6年12月1日(日)に実施された令和6年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表になり、千葉県受験者13名のうち下記の7名の方(敬称略・順不同)が見事合格されました。おめでとうございます!!

嶋崎 恵莉菜	千葉県自動車整備商工組合	吉田 希	EQUALITY協同組合
高村 尚貴	千葉県火災共済協同組合	高橋 伶哉	千葉県中小企業団体中央会
間野 太一	株式会社商工組合中央金庫	戸枝 貴明	千葉県中小企業団体中央会
浜田 智也	株式会社商工組合中央金庫		



令和7年（2025年）4月1日から 特定技能基準省令の一部を改正する省令※が施行されます

※ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記されました。

これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする事、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定されました。

特定技能所属機関が取り組む4つのポイント

1 協力確認書の提出



特定技能外国人の受入れに当たり、市区町村に対し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の「協力確認書」を提出します。

2 在留諸申請における申告



特定技能外国人に係る在留諸申請において、地方公共団体が実施する共生施策に対し、必要な協力をすることとしている旨を申告します。

3 支援計画の作成・実施



地方公共団体が実施する共生施策（例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等）を確認し、これを踏まえ、1号特定技能外国人支援計画を作成・実施します。

4 必要な協力の実施



地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められたときは、当該要請に応じ、必要な協力をを行います。

Q & A

運用の詳細は入管庁HPで御確認いただけます。



1. 協力確認書の具体的な運用について教えてください。

特定技能所属機関は、次のいずれかの時点において、市区町村に対し、協力確認書を提出します。

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- 既に特定技能外国人を受け入れている場合には、令和7年4月1日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

※ 協力確認書は各市区町村が指定する方法により提出してください。

※ 協力確認書の様式等は、令和7年3月下旬頃、入管庁HPに掲載予定です。運用の詳細は入管庁HPを御確認ください。

2. 在留諸申請における申告・支援計画の作成について教えてください。

令和7年4月1日から特定技能外国人の在留諸申請における申請書（特定技能所属機関等作成用）及び「1号特定技能外国人支援計画書」の様式等が変更されます。令和7年4月1日以降の在留諸申請は、新たな様式に従って、各種申請書類を作成・提出してください（新たな様式については、別途、入管庁HP等で御案内します。）。

3. 地方公共団体からどのような協力要請がありますか。

例えば、アンケート調査等への協力、各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等が想定されます。

詳細は入管庁HPに掲載しています。
こちらから御確認ください。



本件取組HP



Q & A



特定技能制度

千運輸第1292号
令和7年3月17日

千葉県中小企業団体中央会
会長 飯塚 真太郎 殿

千葉運輸支局長
菊池 雅彦



物流改正法施行による新たな規制的措置への対応について（要請）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は、国民生活に欠かすことのできない基幹産業ですが、ドライバーの有効求人倍率が全産業平均の約2倍のまま推移するなど、担い手不足が深刻化しており、賃金引き上げなど労働環境の改善を通じた担い手の確保が喫緊の課題となっています。

昨年4月から、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞が生じかねないという、いわゆる物流の「2024年問題」に直面しています。問題の解決に向けては、「物流の効率化」、「商慣行の見直し」、「荷主・消費者の行動変容」など、トラック運送事業者のみならず、発着荷主等も含めたサプライチェーン全体で協力し、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、昨年5月に公布された物流改正法では、荷主・物流事業者に対しては、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等の取組措置などが、トラック運送事業者に対しては、契約内容の書面化などの義務付けが盛り込まれ、本年4月から一部施行されます。

これらの新たな規制的措置は、持続可能な物流の実現に向けて、関係者が相互に協力することを義務付けるものをご理解いただき、法令順守の徹底とともに下記事項について傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

- トラック運送事業者が提供する役務やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等）を明確化し、適正運賃収受を目的とした契約内容の書面化を徹底していただくこと。

- 荷待ち・荷役時間の削減、積載率の向上に関する取り組みを積極的に推進していただくこと。

令和7年
4月1日から

新たな10年がスタート!

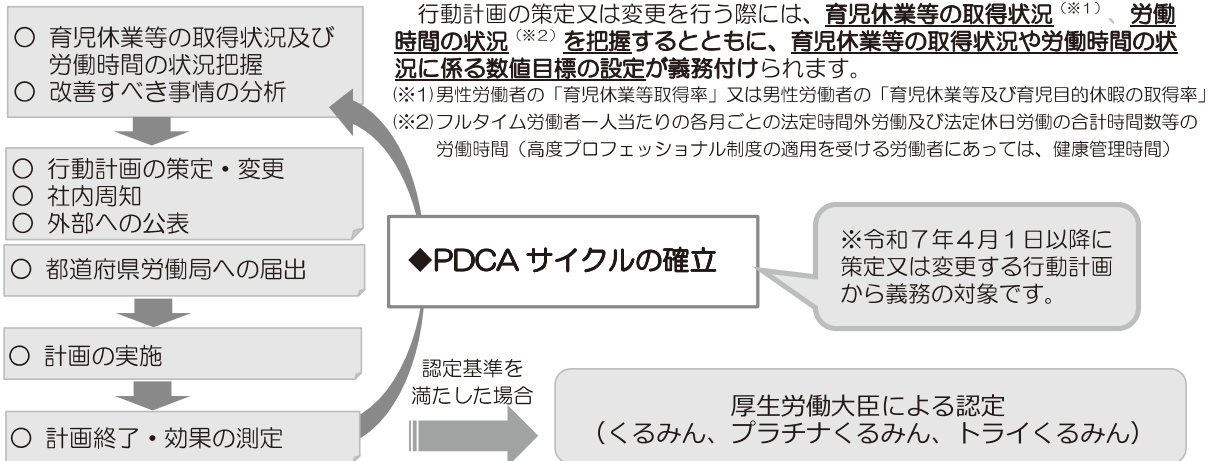
次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

1

行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け



2

認定基準の見直し（認定種類別の認定基準全体は、p.2～p.3でご確認ください。）

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜共通＞

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減	① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸
②年次有給休暇の取得の促進	②年次有給休暇の取得の促進
③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜認定種類別＞

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	又は	15%以上 → 20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上		20%以上 → 50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上		50%以上 → 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん	45時間未満	30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
	くるみん		
	プラチナくるみん		

○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組	→	労働者を対象とした取組
----------	---------------	---	-------------